

### ○児童扶養手当の認定について

昭和五十一年十月一日 児企第三六号  
各都道府県民生主管部（局）長宛 厚生省児童家庭局企画課長通知

昭和五十一年六月五日法律第六三号として公布された厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、児童扶養手当法の一部が改正され、支給対象児童の範囲が拡大されることとなったが、その実施については、下記の点に留意のうえ支給資格の認定の適正を期されたい。

なお、「児童扶養手当の認定事務の手続について」（昭和三十七年二月五日児企第二二号各都道府県民生主管部（局）長あて本職通知）は、廃止する。

#### 1 支給対象児童の範囲について

児童が、就学しているか就職しているかは問わないこと。

#### 2 「監護」の解釈について

- (1) 精神面等から児童の生活に種々配慮していること。
- (2) 同居しているか別居しているかを問わないこと。したがって、別居の場合にあつては、同一都道府県内であるか否かを問わないこと。

以上により、同居の場合は原則として監護していると考えられるが、別居の場合は、例えば、定期的な訪問、手紙、電話等のやりとり、仕送り等があれば監護しているものと考えられる。

#### 3 監護の証明について（別居の場合）

監護の有無を証明するには、本人の申立書及び民生委員、児童委

### ○児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る時効の解釈及び取扱等について

昭和四十七年八月二十五日 児企第三三号  
各都道府県民生主管部（局）長宛 厚生省児童家庭局企画課長通知

今般、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に係る時効について、従来より行なわれてきた解釈を改めることとし、これに伴い、所得状況届未提出者の取扱いを変更することとしたので、次の事項を了知のうえ、慎重かつ適切に事務処理を行なうよう努めるとともに、管内市町村（特別区を含む）に対する周知につき、特段の配慮をお願いする。

#### 1 時効の解釈の変更について

- (1) 児童扶養手当法（以下「法」という。）第二十二条に規定する児童扶養手当（以下「手当」という。）の時効について、従来は、法第六条に規定する認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、児童扶養手当証書（以下「証書」という。）の交付を受け、手当の支払期日が到来することによつて、手当の支払いを受けることができることとなり、その時点から手当の支給を受ける権利（以下「受給権」という。）の時効が進行するものとしていた。

しかし、手当の支払期日が到来すれば受給者は、法上手当の支払いを受けることができるものであつて、証書の交付を受けることは、郵便局の窓口において支払いを受けるために必要な手続きにすぎないものであり、今後は、受給者が証書の交付を受けているか否かにかかわらず、受給者が手当の支払期月の手当の支払い

- 員、学校長、寄宿舎の長、雇用主等の証明書等を添付すること。
- 4 都道府県における連絡協議について

- (1) 母が、他の都道府県の区域内に居住する児童を監護しているものとして認定する場合には、あらかじめ当該児童の住所地の都道府県と連絡協議すること。
- (2) 養育者が、児童を養育するものとして認定する場合であつて、児童の母が他の都道府県の区域内に居住している場合には、あらかじめ当該母の住所地の都道府県と連絡協議すること。

を請求しなければすべて時効が進行するものとしたこと。

この場合の時効の起算日は、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支払に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十五号）に定める支払開始期日である当該手当の支払期日の十一日であり、時効が完成するのは、当該支払開始期日の二年後の支払開始期日の前日が経過した時点であること。

なお、時効によつて受給権が消滅した場合には、当該消滅した受給権に係る月分の手当の債権も同時に消滅するものであること。

- (2) 本通知で示した新しい時効の解釈は昭和四十八年五月一日をもつて統一に行なうこととし、昭和四十八年四月三十日まではなお従前の例によられたいこと。（なお書き削除）

#### 2 現況届所得状況届未提出者の取扱いについて

- (1) 現況届所得状況届未提出者（以下「未提出者」という。）は、証書の交付を受けていないため、従来は時効の問題は起こりえず、その受給権は他に特別の支給資格消滅事由が発生しないかぎりそのまま存続するものとされてきたのであるが、今回の時効の解釈の変更により昭和四十八年五月一日以降は支払期月到来後二年を経過した場合には時効により受給権を失ふこととなること。
- (2) 未提出者の権利をできる限り保全するため、次の事項に十分留意し、必要な事務処理を確実に行なわれたいこと。

ア 未提出者の名簿を作成し、かつ、それに基づいて未提出者の追跡調査を行なうことにより、できうるかぎりその把握に努めること。